



## マルクス主義の国家および法理論研究への序説

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山村, 恒雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10258/3175">http://hdl.handle.net/10258/3175</a>

# マルクス主義の国家および法理論研究への序説

山 村 恒 雄

## An Introductory Treatise on the Marxian Theory of Law and the State

Tsuneo Yamamura

### Abstract

According to Marxism, the state is a public organization having a legal monopoly of the use of force. Such an organization is necessary to the existence of any society which is divided into classes with conflicting interests. In the early stages of socialism, the laboring classes need a state as well as their predecessors did.

Viewed in this light, the question arises as to the part the state plays in transitions from capitalism to socialism. As socialism shows its gradual development, however, all classes will disappear and with them will also disappear the need for the use of organized force in social life. Such a society will be free from the gross inequalities which inevitably characterize class system.

The socialist state will gradually wither away together with the law in a future socialist society. Such is the core of the Marxian theory of law and the state.

### 1. 緒 言

現在、ソ連において樹立されているマルクス主義法学は、わが国の法学にも大きな影響を与え、その研究は急速な進展を見せていることは否定できない。しかし、わが国の法学研究において最も遅れているものの一つはマルクス主義法学の部門であることは事実である。この領域における研究は、まず国家と法に関するマルクスおよびエンゲルスの学説を体系的に把握しそれがソ連においていかなる発展を示したかについて正しい認識をうる必要がある。マルクス主義については、その国家と法に関する理論が、最も大きな弱点とされ、首尾の一貫性を欠くものと考えられる。特にソ連における国家および法の解釈は、明らかに、マルクスおよびエンゲルスのそれとは、相違するところが極めて大である。したがって、国家と法に関するマルクス主義理論の起原および発展の問題について、本格的な研究が必要とされる所以が存するのである。ここに、マルクス主義の国家および法に関する基礎的な理論を明らかにし、特にマルクス主義から見た国家と法の将来について総括的な考察を示すものである。

## 2. マルクス主義の国家論

マルクス主義の法理論は、本質的にその国家論と密接不可分の関連性をもっている。したがって、その国家論の理解なくしてはその法に関する一般理論の解明は到底不可能であることは論を俟たないところである。マルクス主義において比較的国家的に国家の本質を系統的に論じているのは、エンゲルスの著作「家族、私有財産および国家の起原」であるが、その中で、エンゲルスは国家の起原とその歴史的発展について、次のように述べている。「国家は、決して外部から社会に押しつけられた権力ではない。同様にそれはヘーゲルの主張するような人倫的理念が現実化したもの、理性が現象化し現実化したものでもない。それはむしろ特定の発展段階における社会の一産物である。それは、この社会が自己自身との解決し難い矛盾にまきこまれ、和解し難い、自ら駆逐しえない諸対立に分裂したことの告白である。しかしこれらの諸対立が、即ち相対抗する経済的利害をもつ諸階級が、自己および社会を無益な闘争のうちに消耗させないために、この衝突に水をかけ、これを秩序の枠の中に保とうとする、外見上社会の上になつ一つの権力が必要となった。社会から出て、しかもその上に立ち、それから益々遠ざかってゆくこの権力が、<sup>1)</sup> 国家である。」「国家は、諸階級の対立を制御する必要から生じたものであるから、それは、最も勢力ある<sup>2)</sup>、経済的に支配する階級の国家であるのが普通である。この階級は、<sup>3)</sup> 国家を使って、政治的にも支配する階級となり、こうして被圧迫階級を抑圧し搾取するための新しい手段を手に取りめる。こうして古代国家は、何よりもまず、奴隷を抑圧するための奴隷所有者の国家であり、封建国家は、農奴および隷属農民を抑圧するための貴族の機関であり、近代の代議制国家は、資本によって賃労働を搾取するための道具である。」

社会の階級への分化の最初の形態は奴隷制度であった。奴隷所有者と奴隷との分化、これが人間による人間の搾取の始まりであり、国家はそこから発生したのである。それ以前には社会が階級に分裂していなかった時代が存在したものとされている。文明社会が生まれる前の原始社会には土地共有制の共産主義が行なわれていたが、一般に、原始共産体の名をもって呼ばれているものがこれである。その後、社会が階級に分化したとき、即ち一社会の内部において他人の余剰労働を搾取する一群の人間とそれを搾取される一群の人間とが分化したとき、この社会は階級社会を形成する。そして、この対抗的な集團が階級であり、その利害の衝突が階級闘争である。ところで、この階級間の対立抗争はこれを放置するならば、社会は全く分裂し遂に崩壊してしまう。それを避けるためには、搾取階級はこの衝突を抑止し、自己の地位を確保し、一定の強制秩序において被搾取階級を抑圧する必要が生じてくるが、その必要をみたすものが国家である。この場合、搾取階級と被搾取階級との闘争を規制し「秩序の枠の中に」保つために打ち建てられた権力が国家に外ならないのであって、この秩序というのはいわゆる法と考えられるが、この意味において、法は国家と本質的に結びついているのである。

要するに、マルクス主義において、国家とはある特定の階級が他の階級の搾取を維持するための強制的な支配機構である。通常、国家とよばれるものは、権力の組織をいつている場合と、境界と人口をもつ共同体としての国家を指している場合とがあるが、マルクス主義において国家というのは権力組織としての国家をいつているのであって、一つの機構概念である。この搾取維持のための支配機構としての国家は、階級対立の産物であり、階級対立と階級闘争の存在するところのみ存在するのであって、国家が存在しているということは階級対立が調和し得られない事実を示すものである。もし階級の和解が可能であるならば、国家は形成されず維持されることもないのである。これについて、レーニンは、「国家と革命」の中で、次のように表現している。「国家は、階級対立の非和解性の産物であり<sup>9)</sup>、その現われである。国家は階級対立が客観的に和解させることができないところに、又その時に、その限りで、発生する。逆にまた、国家の存在は階級対立が和解できないものであることを証明している。」

しかし、国家は社会の一定の発展段階において、避くべからざる必然性によって発生したように、又他の一定の発展段階において、避くべからざる必然性によって死滅するところの一つの歴史的現象であるとされる。この国家の死滅に関するマルクス主義の基本的見解は又エンゲルスが雄弁に物語っている。「国家は永遠の昔からあるものではない。国家が<sup>9)</sup>なくてもすんでいた社会、国家と国家権力とを予想だにもしなかった社会が、かつて存在した。社会の階級分裂と必然的に結びついていた経済的発展の一定の段階において、この分裂によって、国家が一つの必然なこととなったのである。われわれは今急歩調で、これら諸階級の存在が必然であることをやめるばかりでなく、却って生産の積極的障害となるところの、生産の一発展段階に近づいている。階級の発生が不可避的であったのと同様に、その消滅も不可避的であるだろう。階級と共に国家は不可避的に消滅する。生産者の自由平等な結合を基礎にして生産を新たにする社会は、国家機構全体を、それがその時所属するであろう場所へ置きかえるのであって、即ち、糸車や青銅の斧と合わせて、古代の博物館へ。」

「国家は、全社会の公の代表者であり、目に見える一つの団体に全社会をまとめ上げたものであった。しかし国家がこうしたものであったのは、ただそれがその時代時代に自ら全社会を代表した階級の国家であった限りにおいてである。即ち、古代では奴隷所有市民の、中世では封建貴族の、現代ではブルジョアジーの国家である。それは、結局、事実上全社会の代表者となることによって、自己自身を不用なものにする。抑圧しておかなければならない社会階級が全くなくなるや否や、階級支配もろとも、又これまでの生産の無政府状態に根ざした個人的生存のための闘争もろとも、これらのものから起る衝突や攪乱もまた除去されるや否や、特殊な抑圧権力たる国家を用いて抑えつけるべきものは、何一つとして存在しなくなる。国家が実際に全社会の代表者として登場する最初の行為——社会の名において生産手段を掌握すること——それは同時に国家が国家として行なう最後の自治的行為である。社会的諸関係に対する国

家権力の干渉は一領域ごとに次第に不用なものとなり、次いでひとりでに眠りこんでしまう。人に対する統治に代って事物の管理と生産過程の指導とが現われる。国家は廃止されるのではない。それは死滅するのである。」

国家は一定の領土内の人民に対してその搾取維持の目的のために強制力を振いうる組織された権力であり、経済上の支配階級たる搾取階級は、この権力を掌握することによって政治上の支配階級となる。しかし、階級社会の産物たる国家は、階級搾取の条件の変化に伴ってその形態を変化させてゆくのである。マルクスによれば、近世の資本主義社会におけるブルジョアジーは、人類史上の最後の搾取階級たるべきものであるが、しかし、社会発展の必然的過程において滅亡すべき運命にある搾取階級である。このブルジョアジーの滅亡と共に、もはや社会には何等の搾取関係もなく、何等の階級も存しなくなる。ここにおいて、国家はその機能を失い自然に死滅するに至るのである。社会の発展変革の過程は、マルクスの「経済学批判」の序文において説かれているが、いわゆる史的唯物論によれば<sup>6)</sup>、社会の物質的生産力は、その発展の一定段階において、今迄それがその内に発展してきたところの現存の生産関係、或はその法的表現に過ぎないところの所有関係と矛盾するに至る。これらの諸関係は生産力の発展形態からその極端に変わる。ここにおいて社会革命の時代が来る。経済的基礎の変動とともに巨大な上層建築の全部は、徐々に或いは急激に変革する。要約していえば、社会は生産諸力と生産諸関係との基本的な矛盾によって発展し、この矛盾は社会革命を通じて、より高い段階において克服されるというのである。こうして、史的唯物論は、革命一般、特にプロレタリア革命の理論となるのである。

マルクス主義において、国家は社会発展の必然的過程において死滅するというのであるがそれでは、その死滅後国家に代るべきものは何かという問題が提起されるのは当然である。マルクスは、すでに「共産党宣言」において、この問題に対して答えているが、この重要な言明は示唆するところ極めて深いものがあるといわなければならない。「発展の進むにつれて<sup>7)</sup>階級的差別が消滅し、すべての生産が結合された個人の手集中されるならば、公的権力は政治的性質を失う。本来の意味での政治権力は、他の階級を抑圧するための一階級の組織された暴力である。プロレタリアートがブルジョアジーに対する闘争において必然的に一階級に結集され革命によって自ら支配階級となり、そして支配階級として暴力的に旧生産関係を廃止するならば、この生産関係の廃止と共に、プロレタリアートは、階級対立の存立条件を、階級そのものを、従ってまた階級としての自己の支配をも廃止する。階級と階級対立とをもった旧ブルジョア社会に代って、各人の自由な発展がすべての人の自由な発展の条件となるような共同社会が現われる。」いわゆる国家死滅説の内容は上述のところによって明らかであるが、この「共産党宣言」の中の各人の自由な発展がすべての人の自由な発展の条件となるような共同社会は、無政府主義の理想社会と同一である。

社会の生産力は資本主義的方法で非常な発展を見るに至ったが、生産手段の私有制に基づく資本主義の無政府的生産方法から生産手段を解放しなければ、生産力の不断の発展と、生産そのものの無制限な増大を促進することはできない。生産手段の社会的所有は生産に対する人為的な制限を除去するばかりでなく、資本主義の無政府的生産に代り、統一的な高度の計画経済によって、尨大な生産力の発展をはかることが可能となるのである。この結果、完全な共産主義社会の「能力に応じて労働し、必要に応じて消費する」という生活原則の実現もまた期待しうることとなるであろう。マルクスとエンゲルスの文献を通して、これらの事情は、明らかに窺い知ることができる。「共産主義社会のより高い段階で<sup>9)</sup>、すなわち個人が分業のもとに奴隷的に隷属している状態がなくなり、従って又精神労働と肉体労働との対立がなくなったとき、又労働が単に生活のための手段ではなく、労働そのものが生活の第一の欲求となった後、個人の全面的な発展とともに、生産力も増大して、協同組合的富のあらゆる噴泉があふれ出るようになったのち——その時はじめて、狭いブルジョアの権利の地平線は完全に踏み越えられ、社会はその旗の上にかこう書くことができる。各人は能力に応じて、各人はその必要に応じて！」

これはマルクスのゴータ綱領の批判において述べられているところであるが、つづいて、エンゲルスは、高度の共産主義社会への展望を次のように描いている。生産手段が社会<sup>9)</sup>によって掌握されるとともに、商品生産が除去され、それと同時に生産物に対する生産者の支配が除去される。社会的生産の無政府状態は、計画的、意識的な組織によって取って代られる。個人的生存のための闘争は止む。こうして初めて人間は、ある意味で、動物界から決定的に分離し、動物的な生存条件から真に人間的な生存条件には入り込む。今まで人間を支配して来た、人間をとりまく生活諸条件という外圍は、今や人間の支配と統制との下には入り、人間はここに初めて自然に対する意識的な本当の主人となる。つまり、人間が自分自身の社会化の主人となるからであり、又そうなることによってである。彼等自身の社会的行動の法則は、これまで、彼等を支配する見知らぬ自然法則として、彼等に対立して来たのであるが、今や人間によって充分な専門知識によって応用され、従って彼等によって支配されるようになる。人間自身の社会化は、今迄は、自然と歴史とによって無理じいされたものとして人間に対立してきたのであるが、今や彼等自身の自由行為となる。これまで歴史を支配してきた客観的な見知らぬ諸力は、人間そのものの統制の下には入る。この時から初めて人間は彼等の歴史を、充分な意識をもって自分でつくるようになる。この時から初めて、人間によって動かされる社会的諸原因は、主として、ますます素晴らしい程度で、人間の欲するままの結果を生むことになる。これは必然の国から自由の国への人類の飛躍である。

マルクス主義によれば、本来の国家がこのような理想社会に、いい換れば、資本主義社会から高度の共産主義社会に、社会革命によって、直ちに達することが可能であるわけではなく、その過渡期において更に一つの社会形態をとるというのである。これが即ちプロレタリアの独

裁であり、プロレタリアの国家である。マルクスは、「資本主義社会と共産主義社会<sup>10)</sup>との間には、前者の后者への革命的転化の時期が横たわっている。それに照応するものは又政治上の過渡期であって、その国家はプロレタリアートの革命的独裁に外ならない。」と明言している。無政府主義によれば、国家は廃止しうるものであり、且廃止しなければならないとするのであるが、マルクス主義の説くところでは、国家は廃止しうるものではなく、又廃止してはならないのである。プロレタリアートがブルジョアジーの支配権力を奪取した後においても、国家は廃止されるのではなく、なお果すべき重大な任務を持つのである。その任務を果し得てのち、初めて国家は眠り込んで、ついに枯死するに至るのである。プロレタリアによる国家権力の掌握、即ちプロレタリア独裁の樹立は、国家そのものの消滅過程における第一歩であるということが出来る。それでは、プロレタリアートが国家の支配権力を獲得した後において、国家は如何なる任務を遂行しなければならぬであろうか。プロレタリアの政権掌握は、従来の搾取階級たるブルジョアジーに代るに、それとは異質的な階級外への政権移動であるが、その目的とするところは、搾取階級の支配的目的たる搾取の維持にあるのではなく、その廃止にあるのである。即ち階級対立の維持にあるのではなく、階級そのものの撤廃にある。国家はその本来の性質たる搾取的意義を失い、他の特殊な意義が与えられるのであって、単に一階級の利益を目的とするものではなく、階級対立のない全社会の利益をその目的とするものである。このような目的は、社会内における階級対立が存在しては実現することができないことは勿論である。しかしながら、プロレタリアートが政権を獲得した直後においては、社会内に異質な階級たるブルジョアジーが依然存在し、彼等の社会を回復すべき機会を狙っているので、これらの異質な階級を圧迫し、その階級的存在を不可能ならしめるために、プロレタリアートはその従来の国家を利用するのである。プロレタリアートの独裁はこのような反革命の鎮圧のために用いられる強力な強制支配であるということが出来る。マルクスおよびエンゲルスによれば、国家とは階級的搾取の強制的な支配機構であるから、搾取の維持を目的としないプロレタリアート独裁即ちプロレタリア国家においては、本来の国家の性質は失われ、そこに残るものはただ強制的支配のみであって、レーニンがこれを半国家と名づけた所以もまた、そこにある。したがって、プロレタリア国家とは単に階級的支配の強制機構であると規定されなければならないことになる。

プロレタリア革命は一名社会主義革命ともいわれるように、マルクスは、共産主義社会の最初の低段階を社会主義の段階としているが、プロレタリア独裁はこの社会主義の段階に相当するものとされている。それでは、共産主義の第一段階である社会主義社会はいかなる特殊性をもつ社会であるか。マルクスの指摘するところに従って、正確な理解を得ておかなければならない。

ここで問題になるのは、それ自身の基礎の上に発展した共産主義社会ではなく、反対に<sup>11)</sup>

今やつと、資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会である。従って、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも、道徳的にも、精神的にも、それが生まれでてきた母胎たる旧社会の母斑をまだつけている。それで、個々の生産者は、彼が社会に与えただけのものを——控除したあとで——正確に取り戻す。彼が社会に与えたものは、彼の個人的労働量である。例えば、社会的労働日は個人的労働時間の総和からなり、個々の生産者の個人的労働時間は、社会的労働日のうちの彼の提供した部分、即ち社会的労働日のうちの彼の持分である。彼は共同の基金のための彼の労働を控除したのちに、これこれの労働を提供したという証書を受けとり、この証書をもって、消費財の社会的貯蔵から、同じ量の労働が必要であるだけのものを引き出す。彼は一つの形で社会に与えたものと同じ労働量を、別の形で受けとる。

ここでは、明らかに、商品交換が等価の交換である限り、この交換を支配するのと同じ原則が支配している。内容と形式とは変っている。何故なら、事情が変化しているので誰も自分の労働よりほかに与えることができないからであり、又他方では、個人的消費財の外には何もかも個人の所有には移り得ないからである。しかし、個人的消費財が個々の生産者の間に分配されることについては、商品等価の交換のときと同じ原則が支配し、一つの形の労働が、他の形の同量の労働と交換される。それ故、平等の権利はここでは、依然として、原則においてブルジョアの権利である。もっとも、ここでは原則と実際とはもはや対立することはない。しかし、商品交換の下での等価物の交換は、単に平均として存在するに過ぎず、個々の場合にとっては存在しないのである。このような進歩にも拘らず、この平等の権利は常にまだブルジョアの拘束を受けている。生産者の権利は彼の労働給付に比例する。平等は、平等な尺度即ち労働で測定する点にある。

だがある者は、肉体的に又は精神的に他の者に優っているので、同じ時間内により多くの労働を給付し、或はより長い時間労働することができる。そして労働が尺度となるには、それは大きさと強度とによって規定されなければならない。そうでなければそれは尺度ではなくなる。このような平等な権利は、不平等な労働にとっては不平等な権利である。あらゆる人が他の人と同じく労働者であるから、それは階級の差別を認めない。しかしそれは、平等でない個人の天分と、したがって又不平等な給付能力を、自然的特権として暗黙のうちに承認している。だからそれは、内容からいえば、すべての権利と同じように、不平等の権利である。権利は、その性質上、等しい尺度を使う場合のみ成立し得る。然るに不平等な個人が——不平等でなければ、別々の個人ではないのだが——等しい尺度で計られるのは、同一の視点の下に置かれた時、即ちある一定の面からのみ把握された時に限る。例えばこの場合には、すべての人は皆、労働者としてのみ観察され、彼等についてはそれ以上のことは見られず、その他のことは一切無視される。更に又、一人の労働者は結婚しており、他の労働者は結婚していないとか、一人の者は他の者より子供が多い、等々。そこで平等の労働を給付し、従って、社会の消費基



金に平等の持分を持っているにも拘わらず、実際には、一人の者は他の者よりも多くを受けとり一人は他の人よりも富んでいる、等々。すべてこれらの不公正を避けるためには、権利は平等でなく不平等でなければならないであろう。

しかし、これらの不公正は資本主義社会から長い陣痛の後やっと生まれたばかりの共産主義社会の第一段階では、避けることができない。権利は、社会の経済的構成およびこの経済的構成によって制約される文化の発展よりも高度であることはできない。社会主義社会においては、富の差異と不公正の差別とがまだ存在する。しかし人間による人間の経済的な搾取はもはや見られない。そして消費財の分配が労働に応じて行なわれるのであって、要約すれば、社会主義社会の生活原則は「各人は能力に応じて働き、労働に応じて受けとる」ということになるのである。共産主義の第一段階たる社会主義社会においては、いわゆる平等の権利に基づく分配上の不平等はこれを排除することはできない。真の平等を実現しようとするれば、権利は平等ではなく不平等でなければならないが、それは共産主義社会における極めて高度の生産力の発展に俟たなければならないであろう。

これまで述べてきたところによって明らかなように、プロレタリア独裁即ちプロレタリア国家は意識的に自己自身の死滅を目的とする特殊な国家であって、プロレタリアートが国家権力を獲得し、生産の諸手段を公有に移し、一切の経済的搾取と階級対立とを撤廃することによって、国家に国家としての終止符を打つことを本来の使命とするものである。それでは現在のソ連邦の実情はいかに理解されるべきものであろうか。1936年に制定された現行のソ連憲法の第4条には「ソ連邦の経済的基礎をなすものは資本主義経済制度の清算、生産用具及び生産手段の私有廃止並びに人による人の搾取廃絶の結果確立した社会主義経済制度並びに生産用具及び生産手段の社会主義的所有である。」と規定されている。この規定はソ連邦の経済的基礎が、既に建設され、確立した社会主義制度であって、将来の目標を示す趣旨のものではないことは明らかである。社会主義社会を建設したソヴェト国民は、今や、社会主義が共産主義に成長転化する歴史的発展の新らたなる時期には入っているのである。

しかし、この社会主義国家が死滅してしまうという兆候など少しもないことは疑いの余地はない。1933年、スターリンはソ連共産党の中央委員会と中央統制委員会との合同総会において、次のように述べている。「国家の死滅は、国家権力の弱化によってではなく、その最大限の<sup>12)</sup>強化によって達せられるであろう。この強化は、死滅しつつある階級の残存物を徹底的に粉碎するために、又、まだ決して絶滅されていないし、まだ急には絶滅されはしない資本主義的包囲に対する防衛を組織するために、必要なのである。」

この言明は、資本主義的包囲が解放され、社会主義的包囲が実現されるまでは、たとえ、共産主義を実現し得ても、依然として、国家はソ連邦において保持されることを意味するものに外ならない。これこそは、マルクス主義の国家理論に対し、重大な疑問を投げかけるものと

いなければならないのである。

### 3. マルクス主義の法理論

エンゲルスによれば、国家は特定の発展段階における社会の産物であり、搾取階級と被搾取階級との闘争を規制し「秩序の枠の中に」保つために打ちたてられた権力であることは既に述べたところである。この秩序は法を意味するものであって、法と国家とは本質的に密接不可分の関係にあることは明らかである。国家は、外見上、社会の上に超越し、階級の衝突を抑制して秩序の限界内に保つことを合法化する権力であるとされるのである。しかし、マルクス主義において、国家は一階級による他階級の搾取を維持するための強制的な支配機構と見る以上秩序は常に一階級による他階級の抑圧によって保たれていると説くのである。国家は、その法とともに、搾取階級の道具であり、搾取階級は国家およびその法を通じて政治上支配的な階級となるわけである。国家の観念は一般的意思を代表する。そしてこの前提から、各人がこれに服従せねばならぬところの、法律を制定する機能が生ずる。しかしこの一般的意思の内容を決定するものは、万人ではなく、社会内における支配階級である。それで法は正に、一般的意思において書かれた支配階級の特殊的意思に過ぎないとも考えられるのである。

史的唯物論によれば、社会の基礎をなすものは経済であって、社会、政治、法律などの諸制度、又は哲学、文学、宗教などの観念上もしくは思想上のものは、その社会における生産諸関係によって規定されるというのである。従って、マルクス主義においては、経済的諸条件と国家および法との間の依存関係を重視し、これを主眼とする基本的立場をとるのであるが、この依存関係は、マルクス主義の国家論は勿論、法理論にとって極めて重要な意義をもつものである。マルクスはその著作「経済学批判」の序文において次のように記述している。「人間は、彼等の生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼等<sup>19)</sup>の意志から独立した諸関係を、即ち彼等の物質的生産諸力の一定の発展段階に照応する生産諸関係を受容する。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を、即ち、その上に一つの法律的および政治的な上部構造がそびえ立ち、そしてそれに一定の社会的意識諸形態が照応する現実的な土台を形成する。物質的生活の生産様式は、社会的・政治的・精神的な生活過程一般を制約する。人間の意識が彼等の存在を規定するのではなくて、逆に、彼等の社会的存在が彼等の意識を規定するのである。」この中で法律的および政治的な上部構造とは法および国家を指すものと理解されるが、マルクスは、上部構造はこれを人間が社会的現実を意識する場合のイデオロギーの形態を意味するものと説くのである。次に注意すべき点は、物質的生活の生産様式が、精神的ばかりではなく、更に社会的および政治的生活過程をも制約し、規定するのに反し、人間の社会的存在が彼等の意識即ち精神的生活過程のみを規定するとして、社会的および政治的生活過程は人間の社会的存在の一部と考えられているということである。これは法および国家という社会現象

が、社会的現実として社会の下部構造に属するか、又はイデオロギー的形態としてその上部構造に属するか、という問題を提起することになる。言い換えれば、法および国家という同じ対象が、あるときは下部構造即ち社会の現実的土台の要素として、又他のときはイデオロギー的の上部構造として表明されることになり、マルクスのイデオロギー論が曖昧である事実を証明するに充分である。マルクス主義において、国家および法の理論が明確を欠き、曖昧なものとなる根本的な原因はここにそれを見出すことができるのである。

国家理論において既に述べたところであるが、マルクスは、その「経済学批判」の序文の中で、社会の物質的生産力は、その発展の一定段階において、今までそれがその内に発展してきたところの現存の生産関係、或いはその法的表現に過ぎないところの所有関係と矛盾するに至ることを説いている。この場合、所有関係は現存の生産関係の法的表現であることから推論すれば、所有関係即ち財産関係は法関係であり、法関係は、社会的イデオロギーに対する社会的現実としての生産関係即ち経済関係と同一視される結果となるわけである。マルクス主義法学者の中には、法関係と経済関係との同一視に基づいて、法を、規範の体系としてではなく、経済関係の総体として認識し、マルクスの法解釈と完全に一致するものと説く者が現われてくる理由が存するのである。このようなマルクスの立場からは、主権者が経済的条件のために法をつくるという主張はこれを排斥する傾向となるものと見なければならぬ。

つづいて論点を共産主義の第一段階即ち社会主義社会の法理論に移すならば、又マルクスのゴータ綱領の批判を採りあげなければならぬ。ここで問題となるのは資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会のことであって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、それが生まれでた母胎たる旧社会の母斑をまだつけている。マルクスの比喩的表現で旧社会の母斑とされるものは、勿論資本主義的要素の残存を意味するものであるが、社会主義社会においては、なおまだ経済的に、資本主義社会の等価交換の原則が支配し、平等の権利は依然として、原則においてブルジョア的権利である。ブルジョア的権利はブルジョア的法と解釈され得るものであって、社会主義法は同化され適応せしめられたブルジョア法として解釈することはマルクスの説と合致するものであることは疑いの余地がない。

しかし、今日、ソ連の代表的な学説は、共産主義の第一段階における法はまだ不平等の法であるので、なおブルジョア法の性格をもつというマルクスの主張を否認し、更に進んで、法の経済的解釈をすら排除するに至っている。純粋法学の創唱者ケルゼンは、その理由を指摘して、次のように述べている。「社会主義経済体制が建設され、ソヴェト国家が<sup>14)</sup>その強力な保証人として確立された以後においては、ソヴェト政府は、再び政治的理由から、ソヴェト国家の権威を承認する法理論に強い関心を抱くに至った。換言すれば、ソヴェト国家の法をブルジョア法の単なる残存物としてではなくて、特別に社会主義的な法として考え、その規範的性格即ちその拘束力を承認する法理論が強い関心の対象となった。」

マルクス主義においては、本質的に国家と法とは相互に不可分に関連しているもので、国家の死滅とともに法もまた死滅する運命にあるものと認めているのである。社会主義的規範秩序としてのソヴェト法も、完全な共産主義社会の段階に至って死滅するのであろうが、訓練によって人間の性質が根本的に改善され、強制の必要なしに社会秩序に必要な規則に従うまでは、到底起り得ないものと考えられる。スターリンの言明する如く、資本主義的包囲の存する限り、第二段階の共産主義社会を実現し得ても、ソ連において国家と法の死滅を期待することは不可能であろう。

#### 4. 結 言

マルクス主義の国家および法理論の核心をなすものは、強制秩序としての国家は、資本主義的な搾取の維持のためにのみ必要なもので、階級対立と経済的搾取の撤廃された社会主義が実現されたときは、必然的に消滅するという社会理論である。マルクスとエンゲルスは、強制秩序の消滅は、同一の国家の中で、社会主義が実現されれば無条件的に起るものと予言したがソ連の現実とは予言通りにはならなかった。国家と同じく、法もまた、資本主義の包囲の絶滅と共に、共産主義の最高段階においてはじめて死滅するであろうと主張するが、これは、全く、マルクスおよびエンゲルスの展開した理論の根本的変革である。

法の一般理論においても、法の経済的解釈を基礎とするマルクスの法理論は、法の規範的意味を把握することができないという理由で否認せられるに至った。現在、ソ連における支配的な社会主義法の定義は次のようなものである。

ソヴェト社会主義法は、ソヴェト社会主義国家によって制定或いは裁可され、ソヴェト人民<sup>15)</sup>の意思を表現し、その適用がソヴェト社会主義国家の強制力によって保障され、労働者階級および全勤労働者にとって有利にして有益な諸関係および諸秩序の防衛、強化および発展、ならびに経済、生活様式、人々の意識における資本主義の残滓の完全にして終局的な根絶、そして共産主義社会の建設という目的に奉仕する行為諸規則(諸規範)の総体である。

社会主義法を全人民の意思の表現とするこの定義は、本質的に法を階級法とするマルクスおよびエンゲルスの説とはまさに正反対のものである。

(昭和37年4月30日受理)

#### 文 献

- 1) マルクス・エンゲルス選集、第13巻、家族・私有財産および国家の起原、エンゲルス、p. 473 (大月書店版)。
- 2) 前掲選集、第13巻、家族・私有財産および国家の起原、エンゲルス、p. 476。
- 3) レーニン全集、第25巻、国家と革命、レーニン、p. 417 (大月書店版)。
- 4) 前掲選集、第13巻、家族・私有財産および国家の起原、エンゲルス、p. 478。

- 5) 前掲選集, 第14巻, 反デューリング論, エンゲルス, p. 473.
- 6) 前掲選集, 補巻3, 経済学批判, マルクス, p. 3.
- 7) 前掲選集, 第2巻, 共産党宣言, マルクス・エンゲルス, p. 514.
- 8) 前掲選集, 第12巻, ドイツ労働者党綱領評註, マルクス, p. 241.
- 9) 前掲選集, 第14巻, 反デューリング論, エンゲルス, p. 477.
- 10) 前掲選集, 第12巻, ドイツ労働者党綱領評註, マルクス, p. 254.
- 11) 前掲選集, 第12巻, ドイツ労働者党綱領評註, マルクス, p. 241.
- 12) スターリン全集, 第13巻, ソ同盟共産党中央委員会・中央統制委員会合同総会での報告, スターリン, p. 234 (大月書店版).
- 13) 前掲選集, 補巻3, 経済学批判, マルクス, p. 3.
- 14) H. Kelsen, *The communist theory of law*, 1955, 邦訳, マルクス主義法理論, p. 165 (ミネルヴァ書房版).
- 15) ソ同盟科学アカデミー法研究所, 国家と法の理論, 上巻, p. 194 (巖松堂版).